

津市業務改善提案検討・審査等会議設置要綱

平成 22 年 8 月 9 日訓第 54 号

改正 平成 25 年 4 月 12 日訓第 35 号

令和 5 年 4 月 26 日訓第 36 号

(設置)

第 1 条 本市の職員が広い視野に立ち業務改善等に係る提案及び実践（以下「改善提案等」という。）を行うことにより、市政の効率的な運営、市民サービスの向上等に資するため、津市業務改善提案検討・審査等会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出・報告された改善提案等に係る検討・審査及び拡大に関すること。
- (2) 業務改善等に係るテーマ設定に関すること。
- (3) その他改善提案等の推進に関すること。

(構成)

第 3 条 会議は、座長及び委員で構成する。

2 座長には、総務部次長をもって充てる。

3 委員には、政策課長、財政課長、行政経営課長、人事課長、人事課研修担当副参事及びデジタル改革推進課長をもって充てる。

4 座長は、必要があると認めるときは、前項に定める者以外の者の会議への出席を求めることができる。

(座長)

第 4 条 座長は、会務を総理する。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が議長となる。

(意見等)

第 6 条 座長は、必要があると認めるときは、改善提案等に関し所管し、又は関係する課長等及び企画員等に対して意見又は説明を求めることができる。

(検討・審査の結果等の通知等)

第7条 座長は、会議において検討・審査した結果等について、改善提案等に関し所管し、及び関係する部次長等に対し、通知等を行うものとする。

2 前項に規定する通知等を行うに当たっては、当該改善提案等の完成度等により、取組依頼（実現に向けて取り組むべきものをいう。）及び取組検討（実現に向けて内容を検討すべきものをいう。）の区分を設け、意見を付して行うものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この訓は、平成22年8月10日から施行する。

附 則（平成25年4月12日訓第35号）

この訓は、平成25年4月15日から施行する。

附 則（令和5年4月26日訓第36号）

この訓は、決裁の日から施行する。